

令和6年4月1日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会

副会長 角 田 徹

（公印省略）

新型コロナウイルス感染症対応にかかる通知及び事務連絡の廃止について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部他より、別添の通り新型コロナウイルス感染症への対応として設けられた特例措置等を記載している通知及び事務連絡について、令和6年3月31日付または4月1日付で廃止する旨の連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても、ご了知のほどよろしくお願い申し上げます。

< 送付資料 >

- ・ 新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止について（周知）（令和6年3月25日事務連絡）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」の廃止について（令和6年3月25日通知）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」の廃止について（令和6年3月27日通知）



事務連絡  
令和6年3月25日

各  
〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部  
厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省医政局医事課  
厚生労働省医政局歯科保健課  
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

新型コロナウイルス感染症の特例的な財政支援の終了等に伴う関係事務連絡の廃止  
について（周知）

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制や各種公費支援等については、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け事務連絡）でお示ししたとおり、本年3月末をもって、各種公費支援等を終了し、本年4月以降は、通常の医療提供体制へ移行することとしています。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策本部」等から発出している新型コロナウイルス感染症への対応として設けられた特例措置等を記載している事務連絡（予算に係る取扱いを記載している事務連絡を除く。）については、令和6年4月1日付けで廃止することとします。

貴部局におかれましては、本内容を御了知の上、貴管下の関係者に対し、周知方  
をお願いします。

医政総発0325第1号  
医政地発0325第1号  
感感発0325第3号  
令和6年3月25日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長  
厚生労働省医政局地域医療計画課長  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」  
の廃止について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、昨年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置づけを五類感染症へ移行した上で、本年3月末で予定どおり病床確保料等の特例措置を廃止し、本年4月から通常の医療提供体制に移行することとしている。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いを示している「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和2年4月17日付け厚生労働省医政局総務課長・厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省健康局結核感染症課長連名通知）は、令和6年4月1日付けで廃止することとしたので通知する。

貴部（局）長におかれては、内容を御了知の上、その実施に遺漏なきようお願いする。

医政発 0327 第 4 号  
令和 6 年 3 月 27 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いに  
ついて」の廃止について

新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続については、「新型コロナウイルス感染症に係る病床設置の医療法上の手続の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 10 日付け医政発 0410 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「令和 2 年通知」という。）により、その臨時的な取扱い（以下「特例措置」という。）をお示ししていたところである。

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和 5 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、昨年 5 月に 5 類感染症へ移行した上で、本年 3 月末で予定どおり各種特例措置を廃止し、本年 4 月から通常の医療提供体制に移行することとしていることから、令和 2 年通知について、令和 6 年 3 月 31 日限りで廃止することとする。

なお、令和 2 年通知に基づく特例措置によって設けられた病床については、本特例措置が新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、医療機関への入院が困難になりつつある状況下にあることを鑑みた時限的な対応であり、感染が収束するまでのものとしていたことを踏まえ、各都道府県の新型コロナウイルス感染症の感染状況を勘案しつつ、今後、特例措置によって設けられた病床の削減を検討する等の適切な措置を講ずるようお願いする。

貴職におかれては、上記について御了知の上、管内関係機関への周知をいただくとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

○本件についての問合せ先  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
TEL 03-5253-1111 (内線 2663)  
E-mail iryo-keikaku@mhlw.go.jp